

| NO | 区分 | 質問・要望等 | 回答 |
|----|------|--|---|
| 1 | 1.申請 | 助成活動の「期間」は、何ヶ月以内など限定されていますか？ | 一次募集では、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の中で実施される活動が対象です。 二次募集では、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの半年間の中で実施される活動が対象です。 【募集案内 P.5参照】 |
| 2 | 1.申請 | 助成活動の「規模」は、基準がありますか？ | 全国規模は、24都道府県以上で参加者を募集する場合が該当します。 都道府県規模は、都道府県全域またはそれを超えて参加者を募集する場合が該当します。 市区町村規模は、上記2つの規模より小さい範囲で参加者を募集する場合が該当します。 【募集案内 P.5参照】 |
| 3 | 1.申請 | 平成28年度に助成を受けましたが、平成29年度も「継続申請」が可能ですか？ | 可能です。ただし、全国及び都道府県規模で5年間を越えて継続して行う活動については、これまでの活動実績を踏まえ、一定の見直しを行っていただく必要があります。 なお、市区町村規模の場合、継続申請に対する条件はありません。【募集案内 P.5参照】 |
| 4 | 1.申請 | どのような活動が採択されるか基準がありますか？ また、不採択の基準がありますか？ | 各活動の目的やプログラム内容等を総合的に勘案し審査されていますので、明確に示すことはできません。ただし、活動の目的が、募集案内P.3で示す「分野の趣旨」に整合していることが必須となります。さらに、P.17で示す「不採択の具体例」に当たらないことも必須となりますので十分留意して下さい。 |
| 5 | 1.申請 | 助成活動の最低参加人数は何名でしょうか？ | 最低何名といった基準はございません。 「各回の参加者数が10人を下回らないよう広く参加者を募集すること。」という条件を附していますので、この「10人」が一つの目安となります。【募集案内 P.18参照】 しかしながら、活動の内容や募集対象者によるため、10人未満であっても採択された活動もございます。 |
| 6 | 1.申請 | 申請手続きや実績報告の手続きについて、間違いやすい事例、よくある指摘事項を例としてあげていただけないでしょうか？ | 助成活動の様々な手続きにおいて間違いのあるケースは多様なため、予め例示することはできません。 誠に申し訳ありませんが、適宜、子どもゆめ基金部にご確認いただければと思います。 |
| 7 | 1.申請 | 自治体職員が団体構成員になっても構わないでしょうか？ | 団体構成員に自治体職員が含まれていても構いません。 |
| 8 | 2.経費 | 「B. 助成対象外経費」と「C. 団体の自己資金でまかなう経費」の違いは何でしょうか？ | 「B. 助成対象外経費」は、“助成活動に係る”経費ではあるものの助成対象にしていない経費です。この経費には参加費収入、補助金・寄附金等、自己資金を充てることができます。 「C. 団体の自己資金でまかなう経費」は、そもそも“助成活動に係る経費とは認められない”経費です。この経費には自己資金か附帯事務費しか充てることができません。 |
| 9 | 2.経費 | 指導謝金について、3千円から3万円までの「上限額」が1万円になったのはなぜでしょうか？ | 助成金の申請総額が増大していること、並びに経費のルールが複雑になっていることを踏まえて見直しました。 上限額の一部を3万円から1万円に下げると同時に、要望の多かった団体構成員が指導する場合の上限額を3千円から1万円に上げました。何卒ご理解ください。 |
| 10 | 2.経費 | 助成金の申請総額は、どのくらい増大しているのでしょうか？ | 平成26年度(3年前)の約27億円と比較すると、約10億円増大しています。 |

| NO | 区分 | 質問・要望等 | 回答 |
|----|--------|--|---|
| 11 | 2.経費 | 事前打合せ等に係る「謝金」について、助成の対象外となったのはなぜでしょうか？ | 活動の「事前」よりも「当日」に係る謝金を優先することとしました。 |
| 12 | 2.経費 | 事前打合せ等に係る「旅費」について、助成の対象外となったのはなぜでしょうか？ | 活動の「事前」よりも「当日」に係る旅費を優先することとしました。ただし、「下見」に係る旅費については、安全対策の観点から1活動につき1人1回分を助成対象とします。(2名で下見をおこなった場合は2名分を助成対象とすることができます。) |
| 13 | 2.経費 | 旅費のうち「指導者の飲食代(日当)」について、B. 助成対象外経費ではなくC. 団体の自己資金でまかなう経費となったのはなぜでしょうか？ | 参加費収入を充てることができる経費(=B. 助成対象外経費)は、“参加者に係る”旅費や飲食代などを原則としています。従って、“指導者等に係る”旅費や飲食代などは、参加費収入を充てることができないこと(=C. 団体の自己資金でまかなう経費)としました。 |
| 14 | 2.経費 | 「旅費」について、領収書以外に必要な提出書類はありますか？ | 旅費を支払った場合は、旅程や金額の内訳がわかるよう「旅費支給内訳簿」を作成し、実績報告書に添付してください。また、航空機を利用する場合は、航空券の半券や搭乗証明書の写しを添付してください。有料道路でETCを利用した場合は、利用証明書(ホームページなどから入手可)やカード会社の請求明細などの内訳のわかるものを添付してください。 |
| 15 | 2.経費 | 雑役務費の「プログラムの指導料(講師派遣料)」について、謝金と旅費の限度額が適用されるのはなぜでしょうか？ | 外部に指導を依頼する場合、謝金として指導者個々に支払う場合と、雑役務費としてまとめて団体に支払う場合とでは、同じ指導にも関わらず、金額に大きな開きが生じるケースがあるためです。 |
| 16 | 2.経費 | 個人への支出や個人からの購入が助成の対象外なのはなぜでしょうか？ | 個人から物品を購入する場合、金額がその個人の言い値となり価格の正当性が分からなくなるためです。個人から購入される場合は、事前に子どもゆめ基金部までご相談ください。 |
| 17 | 2.経費 | 活動報告書に係る経費が、助成の対象外となったのはなぜでしょうか？ | 助成金の申請総額が増大していること、並びに経費のルールが複雑になっていることを踏まえて見直しました。なお、平成27年度助成より附帯事務費を最高2万円に増額していますので、この附帯事務費も活用いただければと思います。 |
| 18 | 2.経費 | 読書活動で大型絵本が単価1万円を超えたため対象外となりました。1万円を超過した分は自己負担としますので、1万円まで助成していただけないのでしょうか？ | 購入単価が1万円(税込)を超える物品の購入費は、1万円を超過した分を自己負担しても対象とはなりません。その全額が団体の自己資金でまかなう経費となります。【募集案内 P.100参照】 |
| 19 | 2.経費 | インターネットで購入した場合、領収書の宛名が個人名で発行されてしまいますが、どうしたらよいのでしょうか？ | 宛名にある個人名が、団体構成員であることが団体構成員名簿により判断できれば領収書として扱えます。 |
| 20 | 3.計画変更 | 助成額が大幅に減額された場合、事業内容の変更はどの程度可能でしょうか？ | 事業内容の変更は基本的に可能です。しかしながら、活動の目的、規模及び分野の変更の場合は計画変更承認申請書の提出が必要になりますので、事前に子どもゆめ基金部助成課までご相談ください。【募集案内 P.102参照】 |

| NO | 区分 | 質問・要望等 | 回答 |
|----|------------------------|--|--|
| 21 | 5.経済的に困難な状況の子供の体験・読書活動 | 「児童養護施設や母子生活支援施設、地方公共団体などと協力して行う」ことが条件となっている記述がありますが、それはなぜですか？ | この助成の趣旨である「経済的に困難な環境にある子ども」を対象にしているか否かを、児童養護施設や母子生活支援施設、地方公共団体などと協力する内容によって確認するためです。 |
| 22 | 5.経済的に困難な状況の子供の体験・読書活動 | 参加者は、児童養護施設の子供たちを想定していますが、それでも公募して募集しなければなりませんか？ | この助成については、趣旨を踏まえ、公募しなくても行えます。 |
| 23 | 5.経済的に困難な状況の子供の体験・読書活動 | 参加者の自己負担経費を助成対象とする記述がありますが、それらの経費の合計の上限額(参加者の実人数×活動日数×5千円)は、実績報告時に適用されますか？ | この経費の合計の上限額(参加者の実人数×活動日数×5千円)は、実績報告時にも適用されます。 |